

報告事項 キ

教科書採択の要請書について

教科書採択の要請書について、教育長の臨時代理により決定しましたので、教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第2項の規定により別紙のとおり報告します。

平成23年8月16日

鳥取県教育委員会教育長 横 濱 純 一

## 教科書採択についての要請書について

小中学校課

### 1 要請に係る採択の可否について

鳥取県教育委員会請願規則（昭和25年鳥取県教育委員会規則第1号）第3条の規定に基づき、教育委員会へ提出された要請の採択の可否を次のとおり決定する。

提出年月日・宛先	件名及び提出者	採否の結果
平成23年6月付 教育委員会委員長あて要請	教科書採択についての要請書 自由法曹団 団長 菊池 紘 鳥取県支部長 高橋 敬幸	不採択 (理由) 要請書にある中学校の教科書の採択は、市町村教育委員会（採択地区毎）が行うものであり、県教育委員会はその権限を有しない。

### 2 相手方への回答について

平成23年8月1日、相手方の高橋敬幸氏に「教科書採択について」の要請について、口頭（電話）により不採択とする旨の回答を行った。「文書の送付は不要」との意向であった。